

ペイデイローン・オルタナティブ

Alternatives to Payday Loans

大 橋 陽

Akira OHASHI

はじめに

ペイデイローン (Payday Loans) とは、少額、短期、無担保の消費者ローンである。典型的には、融資額300ドル、融資期間2週間、金融手数料は100ドルにつき15～20ドルで、金利として年率換算すると391～521%に上る¹。顧客が先日付小切手を振り出し、全額返済すれば小切手は戻される。顧客が期日に返済不能のときには、手数料を支払って借り換えをする。返済も借り換えもなされない場合、ペイデイローン店舗は期日に小切手を換金する。当座勘定に十分な残高がない顧客は返済を避けようとするため、小切手が「担保」として機能するのである。

アメリカにおいてペイデイローンは、1990年頃から急成長を遂げた。現在、ペイデイローン店舗数は2万4000を数え、マクドナルドとスターバックスの店舗数合計を上回るまでになった²。

こうした急成長は、きわめて強い需要に支えられている一方、2000年代に入ってから、

社会的批判も強まった。年率換算で3桁の金利は高すぎ、各州の高利制限である年6%ないしは12%はもとより、少額ローンに認められる上限金利の年36%ないしは42%をはるかに超えるからである。

したがって、各州は、ペイデイローンを禁止したり規制したりし、連邦レベルでも規制への動きが見られるようになった。2010年ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者金融保護法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act) により、消費者金融保護局 (CFPB; Consumer Finance Protection Bureau) が設立された。CFPBは、銀行及び信用組合の金融商品・サービスのほか、住宅モーゲージローン、クレジットカード、ペイデイローン、学生ローンなどの濫用的、詐欺的慣行を調査し、監督、規制する権限を付与されている。2015年3月26日には、45日未満の短期消費者ローン、45日以上の消費者ローンについて、「債務の罍を終わらせる」ための規則案を検討することを発表した

¹ 金融手数料 (finance charge) は一定額であるが、後述の貸付真実法などにより、金利換算して年率表示をすることが求められ、しかも金利に含められることが多い。したがって、本稿においては、叙述の平易さを確保するため、必要な場合を除いては、金利と金融手数料を厳密には区別しない。

² ペイデイローンは店舗だけでなくオンラインでも供与されている。オンライン業者の伸びは近年目覚ましいと言われている。

(CFPB [2015])。

ペイデイローンの禁止及び規制の是非については学界でも見解が分かれ、公共政策論上の争点となっている。筆者はこうした問題に対し、なぜペイデイローンが必要とされるのかということを別稿で論じた(大橋 [2014]; [2013])。超高金利の少額ローンに対するニーズは、たんに消費者の金融リテラシーが低いからではなく、他に依るべき選択肢がないことに起因する。そうしたニーズの根本への対処の必要性は明白であるが、それは所得再分配などより大きく合意不能なアポリアを惹起するだけである。

そこで本稿では、ペイデイローン・オルタナティブ、すなわち、ペイデイローンよりも消費者にとって安全で低コストの代替的な金融商品・サービスを、銀行あるいは信用組合が提供しようかどうかについて問う³。結論を先取りすれば、ペイデイローン・オルタナティブはかなり困難だということになる。この結論の裏面として、ニーズがある以上、たんに超高金利であるからという理由だけではペイデイローン禁止あるいは規制が正当化できないことが明らかになるであろう。

本稿の構成は次の通りである。第1章では、ペイデイローンが少額、短期、無担保であるがゆえに、高コストと高リスクをカバーすることが難しいことを指摘する。その上でペイデイローンに代替する金融商品・サービス提供の試みについて検討する。すなわち、第2章では、連邦預金保険公社による少額ローン実験プログラムを見る。第3章では、全米各地の信用組合によるペイデイローン・オルタ

ナティブを3つに類型化する。それにしたがって、第4章では個別の信用組合によるペイデイローン・オルタナティブについて、第5章では信用組合の同盟によるものについて、第6章では信用組合と非営利組織の連携によるものについて整理する。最後に、これらの事例が意味することを明らかにしよう。

1. ペイデイローン・オルタナティブへの障害

1-2. 高コスト、高リスクのペイデイローン

ペイデイローンの超高金利への社会的批判が高まる一方で、それが少額、短期、無担保であるがゆえに高コスト、高リスクであることもまた事実である。

ペイデイローンは、基本的には小切手を必要とすることから、顧客はアンバンクトではなく、アンダーバンクトである。そこでは、クレジットスコアなど伝統的な融資規準に問題があっても、なんらかの定期収入さえあれば、現金を手にすることができる。その手軽さがペイデイローンの最も大きな強みである。ペイデイローンをえる際に必要なのは、①2つのID(免許証と住所を証明するもの)、②銀行口座取引明細書、③給与明細あるいは福祉受給記録、④小切手、⑤社会保障番号である(大橋 [2014])。

表1は、ペイデイローン企業の収入と支出を表している。平均ローン残高100ドル当たり、総ローン収入は407.16ドルで総営業支出は393.08ドルであり、それは総ローン収入の96.5%を占めている。税引前純所得はわずか7.8ドル、総ローン収入の1.9%にすぎない。

総営業支出の内訳を見てみると、一般管理

³ 全米信用組合庁(NCUA; National Credit Union Administration)は、2010年10月に、連邦信用組合に対して短期、少額ローンに関する規制通達を発した(NCUA [2010])。ペイデイローン・オルタナティブを促進するため、金利を18%APRから28%APRに引き上げたのである。

・ 少なくとも1カ月組員である借り手に対する200～1000ドルの少額ローン。

・ 1～6カ月の短期。

・ 申請料は20ドル以下。

・ 連邦信用組合が上記条件すべてを満たすならば金利は28%APR以下。

表1 ペイデイローンの収入と支出, 2002～2004年

平均ローン残高100ドル当たりの収入と支出 (ドル)	
総収入	407.20
総営業支出	393.10
給料及び賃金	96.60
広告宣伝支出	15.30
損失及び損失準備金への追加	55.70
一般管理費	133.9
その他の営業支出	91.60
借入資金のコスト	6.30
税引前純所得	7.80
総収入の内訳 (%)	
総収入	100.0
総営業支出	96.5
給料及び賃金	23.7
広告宣伝支出	3.8
損失及び損失準備金への追加	13.7
一般管理費	32.9
その他の営業支出	22.5
借入資金のコスト	1.5
税引前純所得	1.9
総営業支出の内訳 (%)	
総営業支出	100.0
給料及び賃金	24.6
広告宣伝支出	3.9
損失及び損失準備金への追加	14.2
一般管理費	34.1
その他の営業支出	23.3

(出所) Flannery and Smolyk [2005] cited in Durkin et. al. [2014] p. 196.

費133.90ドル (総営業支出のうち34.1%), 給料及び賃金96.60ドル (24.6%), その他の営業支出91.60ドル (23.3%), 損失及び損失準備金への追加55.70ドル (14.2%), 広告宣伝支出15.30ドル (3.9%) となっている。

超高金利からペイデイローン企業は暴利をむさぼっているわけではないが、なぜ総営業支出はそれほど大きな割合を占めているのであろうか。ペイデイローン企業のなかには大規模チェーンを展開しているものもあるが、個別店舗はきわめて小さい。それらは2.4人

の常勤相当労働者で運営され、年間6,370件のローンを供与している。くわえて次の大きな3つの理由が考えられる。

第一に、ペイデイローン企業の固定費には、家賃、公共料金、労働コストといったものがあるが、それらはローン件数とは無関係である。また、少額ローンによって生じる収入に比して大きなものとなる。より大きな金額のローン、たとえば住宅モーゲージローンであれば、はるかに少ない件数でそうした固定費をカバーできるであろう。第二に、ペイデイローン企業にかかるローンごとの手続きコストは大きい。ローン審査にかかるコストは、ローン金額にそれほど影響されない。そのため、少額のローンを数多く扱うことで収益をあげるペイデイローンにとって、手続きコストは負担となる。第三に、ペイデイローンの貸倒リスクが高いことがあげられる。表1にあるように、「損失及び損失準備金への追加」は総営業支出の14.2%も占めているのである。

1-2. 貸付真実法による金利の年率表示と少額・短期のローン

1960年代、公民権運動の影響もあり、信用への公正なアクセスを保証する法律がいくつか成立した。その関連で、1968年消費者信用保護法 (Consumer Credit Protection Act) が成立したが、その第1編は貸付真実法 (TILA; Truth in Lending Act of 1968) として知られている。同法により消費者信用に関し、借入条件とコストを、標準化された形で情報開示することが求められるようになった。

TILAは、すべての貸し手に対し、金利を金額及び年率 (APR; Annual Percentage Rate) で表示し、金融手数料も金利換算して含めることを求めた。1980年代に自動車メーカーがグループホールを見つけて「0%APRロー

ン」が生まれることになるが、それとは別に、ペイデイローンなど少額ローンにおけるAPR表示にも問題がある。単純化していえば、TILAの下でペイデイローンの金利は次のように表示される。

$$\text{金利}(\%APR) = \frac{\text{金融手数料}}{\text{ローン金額}} \times \frac{365\text{日}}{\text{借入日数}} \dots\dots \text{式(1)}$$

式(1)には少額、短期のローンの難しさが要約されている。第一に、少額の難しさである。住宅モーゲージローンのようにローン金額が相当大きいとき、金融手数料及び金利はローン金額に比して十分に小さくなるであろう。他方、ペイデイローンのようにローン金額が小さいとき、手数料は100ドルにつき15ドルもしくは20ドルといったものであるので、(金融手数料/ローン金額)の部分は相対的に大きくなる。金融機関にとってローン金額の大小は事務手続きの多寡にあまり関係ないからである。仮にペイデイローン店舗が100ドル程度のローンを供与する場合、金融手数料は15ドルないし20ドルであるので、経費を賄うのに精一杯のものであろう。

第二に、短期の難しさである。すなわち、(365日/借入日数)の部分について言えば、借入日数が短ければ短いほど大きくなるのである。ペイデイローン企業の業界団体に全米地域金融サービス協会(CFSA; Consumer Finance Service Association of America)がある。CFSAによると、APR表示は1年間を通じてペイデイローンを借りたとしたらその金利になるというもので、業界の優良慣行としても州の規制としても、借り換えを1度たりとも許していないと言う。その上で、ウェブサイトの「神話と現実」というページで、仮に消費者がもつ他の選択肢にAPRが適用されたらどうなるかを示している。

- ・15ドルの手数を伴う100ドルのペイデイローン=391%APR

- ・56ドルの資金不足手数料及び加盟店手数料を伴う100ドルの不渡り小切手=1449%APR
- ・37ドルの遅延手数料を伴う100ドルのクレジットカード残高=965%APR
- ・46ドルの遅延・再接続手数料を伴う100ドルの公共料金=1203%APR

こうした比較により、CFSAは、ペイデイローンがきわめて高価で暴利をむさぼるという批判は当たらないと主張する。その主張の当否はともかく、少額、短期のローンの難しさがあることは了解されるであろう。

ペイデイローンの利用者は、他にローンをえる手段が尽きたり、クレジットスコアが損なわれた者に限られていないという指摘もある。たとえば、クレジットカードのようにより金利の低い選択肢があるときでもペイデイローンを使うことがあるという。それは、上記のように、銀行における当座貸越手数料、クレジットカード限度額を超えたときの手数料が高額かつ不透明だからにほかならない。それに比べれば、ペイデイローンはより安価で、透明な選択肢という実感を一部の消費者に与えているのである。

2. 連邦預金保険公社の少額ローン実験プログラム

2-1. 少額ローン実験プログラムの概要

2008年2月、連邦預金保険公社(FDIC; Federal Deposit Insurance Corporation)は2年間の少額ローン実験プログラム(Small-Dollar Loan Pilot Program)を開始した。そのプログラムは、ペイデイローン、当座貸越契約のような高コスト信用商品に対する代替策として、商業銀行がいかにしてより手頃な少額ローンを利益が上がる形で提供できるかをさぐるという目的を有していた。FDICは、銀行が一定基準を満たすことを本プログラムへ

の参加条件とした。そして一般的な「負担可能な少額ローンガイドライン」を公表したが、下記のようなキーとなる仕様が含まれていた (Burhouse, Miller, and Sampson [2008] p. 23.)⁴。

- ・ 1000^{ドル}以下のローン
- ・ 1回の給与受け取りサイクルより長い支払期間
- ・ 36%を下回る金利 (APR)
- ・ 当初手数料が低位あるいはゼロ
- ・ 繰り上げ返済ペナルティなし
- ・ 合理化された審査
- ・ 迅速なローン申請手続き
- ・ 自動積み立て
- ・ 金融教育へのアクセス

当初、選出された銀行は31行、資産は2600万^{ドル}から104億^{ドル}であった。それらの本店は17州に所在し、計560の支店が27州に広がっていた。ちなみに1行当たりの支店数は1から67と幅広かったが、その平均は17であった (Burhouse, Miller, and Sampson [2008] p. 24.)。31行のうち、申請時に少額ローンを実施していたのは8行のみで、23行が新プログラムを開始する計画であった。

2-2. 少額ローン実験プログラムの結果

2009年第4四半期をもって少額ローン実験プログラムは終了した。プログラム実施期間中、いくつかの銀行の参入と退出があった。終了時点において、資産2800万^{ドル}から100億^{ドル}に及ぶ28行が参加していた。それらは27州に450支店を有していた (Miller et al. [2010] p. 29.)。

少額ローン実験プログラムでは、2つのタイプのローンの記録がとられた。一つは1000^{ドル}以下の少額ローン (SDLs; small-dollar

loans) で、もうひとつは1000～2500^{ドル}の準少額ローン (NSDLs; nearly small-dollar loans) である。2年間で、SDLsは1万8163件、1244万864^{ドル}であり、NSDLsは1万6294件、2778万3227^{ドル}であった。

表2は、少額ローン実験プログラムのローン特性を要約している。1000^{ドル}以下のSDLsを平均値で見ると、ローン金額724^{ドル}、期間12カ月、金利13.09%、手数料31^{ドル}、金利及び手数料合計 (金額) 126^{ドル}、金利及び手数料合計 (%APR) 17.37%となっている。他方、1000～2500^{ドル}のNSDLsを平均値で見ると、ローン金額1727^{ドル}、期間15カ月、金利13.99%、手数料46^{ドル}、金利及び手数料合計 (金額) 348^{ドル}、金利及び手数料合計 (%APR) 16.12%である。

SDLsの延滞率は2009年の第3四半期までだいたい9%であったが、第4四半期に11%に上昇した。NSDLsについても、同年第2四半期までの6%中盤から第3四半期に10.9%に跳ね上がったが、第4四半期には9.4%と若干落ち着いた (Miller et al. [2010] p. 30.)。2009年第3四半期もしくは第4四半期に延滞率が上昇したのは経済状況のためと言えるが、SDLs及びNSDLsの延滞率は、一般的な個人向け無担保ローンよりもはるかに高いという。個人向け無担保ローンの延滞率は、2009年第1四半期に2.5%、第2四半期に2.4%、第3四半期に2.6%、第4四半期に2.5%であった (Miller et al. [2010] p. 31.)。このように延滞率は高かったが、貸倒償却率は、SDLsと一般的な個人向け無担保ローンにはほとんど差がなく、NSDLsは高かった。

ガイドラインに含まれていたキーとなる仕様のうち、自動積み立てや金融教育に関しては、確定的な結果をえることができなかったという。

⁴ 「負担可能な少額ローンガイドライン」は次のアドレスから入手可能である。www.fdic.gov/news/news/press/2007/pr07052a.html

表2 少額ローン実験プログラムのローン特性

	銀行数	平均	最小	最大
SDLs, 1000 ^{ドル} 以下				
ローン金額	22	\$724	\$455	\$1,000
期間 (月)	22	12	2	24
金利	22	13.09%	4.00%	31.90%
手数料	9	\$31	\$8	\$70
金利及び手数料合計 (金額)		\$126	\$11	\$708
金利及び手数料合計 (APR)		17.37%	14.55%	35.40%
NSDLs, 1000 ^{ドル} 超				
ローン金額	12	\$1,727	\$1,200	\$2,070
期間 (月)		12	15	10
金利	12	13.99%	4.00%	33.53%
手数料	6	\$46	\$15	\$70
金利及び手数料合計 (金額)		\$348	\$55	\$1,458
金利及び手数料合計 (APR)		16.12%	5.50%	35.22%

(出所) Miller et al. [2010] p. 31.

(注) 金利及び手数料合計 (金額), 金利及び手数料合計 (APR)は筆者計算。

2-3. 少額ローン実験プログラムの限定的な「成功」

当然のことながら, FDICは少額ローン実験プログラムが「成功」したと言っている。FDICは表3のような「安全・負担可能・実行可能な少額ローンのテンプレート」をとりまとめた。ローン金額は2500^{ドル}以下, 期間90日以上, 金利 (%APR) 36%以下, 手数料は低位もしくはなしということになっている。

表3 安全・負担可能・実行可能な少額ローンのテンプレート

商品要素	パラメータ
金額	2500 ^{ドル} 以下
期間	90日以上
金利 (APR)	36%以下
手数料	低手数料もしくはなし。組成及び前払手数料に金利を加えたものが36%APR以下
契約査定	ローン金額及び返済能力を判断するため, ID, 住所, 所得, 信用レポートで合理化。与信判断は24時間以内
選択的仕様	義務的な貯蓄及び金融教育

(出所) FDIC, Small-Dollar Loan Pilot Programウェブサイト

ここで気づかざるをえないのは, ローン金額が2500^{ドル}以下とされており, 少額ローン実験プログラムのガイドラインの1000^{ドル}以

下から大きく引き上げられていることである。前掲表2のSDLsの平均も724^{ドル}と典型的なペイデイローンの2倍をゆうに上回っていた。さらに期間についてもペイデイローンの2週間とはかけ離れたものである。前述の式(1)から分かるように, ローン金額を大きくし, 期間を長くすれば, 金利を含む金融手数料は十分に確保でき, 他方, それらの年率表示 (%APR) は低くなる。したがって, ペイデイローンとは大きく異なった商品構成をとっている。それでもペイデイローン利用者が欲する代替の商品を提供できているならばよいのであるが, この点についての分析は避けられている。

また, 次のように収益性のことに言及している。

「SDLs, 程度の差こそあれ NSDLsが小規模であることを前提とすると,

生じた金利と金融手数料は, 堅実な短期的利益を確保するには必ずしも十分ではない。むしろ, ほとんどの実験プログラ

ム参加銀行は、量を通じて、また、追加的商品をクロスセルするため少額ローンを用いることによって、長期的利益を生み出そうとしている」(Miller et al. [2010] p. 31.)。

つまり、少額ローンは銀行にとって単体では収益性を必ずしも確保できる商品・サービスではなく、顧客との長期的関係から収益性を確保するための戦略として有効だという位置づけなのである。少額ローン実験プログラムの「成功」という意味はそのようにとらえるべきで、商品そのものの成功とは言えない。

3. 信用組合によるペイデイローン・オルタナティブの類型化

第2章では、商業銀行においては、ペイデイローンと類似した商品を提供することはなかなか難しいことを見てきた。営利目的の商業銀行とは異なり、非営利共同組織である信用組合は、より積極的な動きを見せている。もともとアメリカの信用組合は、ローンシャーク (loan shark) と呼ばれる高利貸しの問題に対処するものとして、20世紀初頭に普及しはじめた。ローンシャークは非合法、

ペイデイローンは合法という違いがあるものの、超高金利の問題に取り組んだという共通点がある (大橋陽 [近刊])。

表4は、信用組合によるペイデイローン・オルタナティブの一部をまとめたものである。これらは大きく3つの類型に分けられる。第一の類型は個別の信用組合によるものである。ワンネバダ信用組合 (ネバダ州ウィンチェスター) のアドバンクペイ、リバーマークコミュニティ信用組合 (オレゴン州ビーバートン)、ベリディアン信用組合 (アイオワ州ウォータールー)、ファーストファイナンシャル連邦信用組合 (ミズーリ州セントルイス) がある。表4には含まれていないが、全米第2位のノースカロライナ州職員信用組合 (ノースカロライナ州ローリー) のサラリアドバンスローン (SALO) もこの類型に入る⁵。第二は信用組合の同盟によるものである。ベターチョイス (Better Choice)、ストレッチペイ (StretchPay) が含まれる。この2つの同盟は信用組合によるペイデイローン・オルタナティブの40%を占めている (Stango [2012], p. 29.)。第三の類型は信用

表4 信用組合のペイデイローン・オルタナティブ

オルタナティブ	手数料	金利 (%APR)	最長期間	貯蓄条件	その他の制限
ベターチョイス	年35～70 ^{ドル}	18%	90日	5%	A, E
ストレッチペイ	都度25 ^{ドル}	18%	30日	10%	A, B, C
アドバンクペイ	都度60～70 ^{ドル}	なし	2週間	なし	D
グッドマネー	100 ^{ドル} につき9.90 ^{ドル}	なし	2週間	なし	B
リバーマーク	都度15 ^{ドル}	25%	30日	なし	A, B
ベリディアン	都度20 ^{ドル}	21%	180日	50%	C, D
ファーストファイナンシャル連邦信用組合	都度50 ^{ドル}	10%	30日	なし	A, B, C
フォーコーナーズ	20 ^{ドル}	18%	120日	なし	B, D

(出所) Stango [2012] p. 29.

(注) 「その他の制限」のアルファベットは次のものを表す。A：組合員期間要件，B：最低所得／在職期間要件，C：内部信用チェック，D：振込，E：外部信用チェック。Eは、ペイデイローンが使うものとは異なる外部信用チェックを示す。たとえば、グッドマネーはテレトラックを用いている。

⁵ ノースカロライナ州は現在ペイデイローンが禁止されている。そのため、ここでは成功を収めているとはいえSALOは取り上げない。SALOを提供しているノースカロライナ州職員信用組合は、2015年現在、資産283億^{ドル}、組合員数189万5183名を有している。

組合と非営利組織の連携によるものである。グッドマネーペイデイローン (GoodMoney Payday Loan) がこれにあたる。

4. 個別の信用組合

第一の類型である個別の信用組合の中から、ペリディアン信用組合のペイデイオルタナティブローン (PAL; Payday Alternative Loan) を取り上げよう (Pierce [2009], pp. 47-48.)。ペリディアン信用組合は資産14億ドル、組合員数15万873人である。アイオワ州最大で、全米でも大規模な信用組合である。同信用組合は2007年3月1日よりPALを提供しはじめた。PALの仕様は次の通りである。

- ・ クローズドエンド型
 - ・ 最低金額：400ドル, 最高金額：1000ドル
 - ・ ローン金額の2分の1は全額返済されるまで貯蓄勘定に預託される
 - ・ 融資期間：6カ月で定期的に返済, 最低返済額は20ドル
 - ・ 金利：自動引き落としで19%, 自動引き落としなしの場合は21%
 - ・ 申請料：20ドル
 - ・ 一度に1回のローン
- 審査基準としては、年齢18歳以上、給与ま

たはその他の所得 (社会保障など) の振込があること, 優良な資産状態の組合員であること, 同信用組合の他のローンで10日以上延滞がないこと, テレトラック (Tele-Trak) 信用チェックを受けることである。テレトラック信用チェックにより, 申請者がペイデイローンに対して貸倒償却がないかどうか, 破産申請をしていないかどうか分かる。申請手続きは約15分である。

2008年1月から10月までの結果は次の通りである。ローン件数2752, 月次平均残高69万3000ドル, ローン総額250万4780ドル, 平均PAL金額910ドル, 金利収入9万8096ドル, 手数料収入5万574ドル, 延滞手数料収入7020ドル, PAL損失4万4432ドル (ローン総額の1.8%) となっている。また, 10~29日の延滞が52件, 30日以上が63件で, 平均延滞ローン残高は557ドルである。

表5は, 標準的ペイデイローンの借入コストと, 信用組合によるオルタナティブの借入コストとを比較したものである。PALは実際には180ドルのローンを提供していないので, それは仮想的な数字である。180ドルのローンについて見ると, 2週間では標準的ペイデイローンの借入コストを少し下回るにすぎない

表5 標準的ペイデイローンと信用組合によるオルタナティブとの借入コストの

	ローン金額180ドル		ローン金額450ドル	
	2週間	1カ月	2週間	1カ月
標準的ペイデイローン	\$27.00	\$54.00	\$67.50	\$135.00
ベターチョイス	\$36.41	\$37.84	\$73.54	\$77.09
ストレッチペイ	\$26.50	\$28.00	\$27.50	\$30.00
アドバンクペイ	\$70.00	\$140.00	\$70.00	\$140.00
グッドマネー	\$17.82	\$35.64	\$44.55	\$89.10
リバーマーク	\$16.87	\$18.75	\$19.69	\$24.38
ペリディアン	\$23.15	\$26.30	\$27.88	\$35.75
フォーコーナーズ	\$21.35	\$22.70	\$23.88	\$26.75

(出所) Stango [2012] p. 31.

(注) 借入コストは表3の年手数料及び申請手数料, 金利を含む。ストレッチペイ, ベターチョイス, ペリディアンを除き, 算出は450ドルのローン金額を想定している。ストレッチペイは10%の預金以前の200ドルと500ドル, ベターチョイスは5%の預金以前の189ドルと472.50ドルについてのものである。ペリディアンは50%の預金以前の360ドルと900ドルについてのものである。

が、1カ月では標準的ペイデイローン54^{ドル}に対してPAL26.30^{ドル}と約半分となっている。450^{ドル}のローンでは両者の差はより開く。標準的ペイデイローンとPALは、2週間ではそれぞれ67.50^{ドル}と27.88^{ドル}、1カ月では135.00^{ドル}と35.75^{ドル}である。

PALは典型的なペイデイローンよりもローン金額が大きい、ペイデイローンよりも低コストで提供できている。そのカギはおそらく損失をローン総額の1.8%という低位に抑えられていることにある。損失を抑えるために、審査基準には、ペイデイローンでは求められないものも含めている。優良な資産状態の組合員であるかどうか、自らの信用組合の他のローンで10日以上延滞がないかどうかといったことは、信用組合でしか知りえない情報である。また、外部のテレトラック信用チェックを利用することによっても、申請者のスクリーニングを強めている。こうした措置は、低コストのペイデイローン・オルタナティブには必要であろう。他方、ペイデイローンを「最後の貸し手」とする利用者にとっては、PALは利用できないものとなる。

5. 信用組合の同盟

5-1. ストレッチペイ⁶

第二の類型である信用組合の同盟として、ストレッチペイとベターチョイスを順に取り上げる。10の信用組合とオハイオ信用組合同盟により、2006年6月、信用組合のアウトリーチとコミュニティ関与を支援するため、非営利組織の信用組合アウトリーチソリューション社 (CUOSI; Credit Union Outreach Solutions, Inc.) が設立された。CUOSI加盟数は、2006年12月には22となり、2009年2月までには58まで増えた。オハイオ州、ウィスコンシン州、メリーランド州の信用組合同盟、オハイオ州40、ミシガン州5、メリーランド州及びウイ

スコンシン州各3、コロラド州、ミシシッピ州及びワシントンDC各1の計55の信用組合が含まれている。そのCUOSIがペイデイローン問題に対し、ターンキーソリューションとして開発したのがストレッチペイである。

このストレッチペイは、ライト・パット信用組合 (オハイオ州フェアボーン) で実験をしたうえで、多くの信用組合で導入された。ライト・パット信用組合は、2015年3時点で、資産28億^{ドル}、組合員数27万5053人を数え、資産規模で全米第45位、組合員数で全米第30位の大信用組合である⁷。オハイオ州では最大である。

ストレッチペイの概要は次の通りである (Pierce [2009], pp. 11-12.)。

- ・オープンエンド型信用枠
- ・信用枠の選択肢：250^{ドル}と500^{ドル}
- ・年手数料：250^{ドル}の信用枠で35^{ドル}、500^{ドル}の信用枠で70^{ドル}
- ・金利：18%APR
- ・融資期間：30日以内に全額返済
- ・全額返済されるまで追加ローンは禁止

審査基準は次の通りである。年齢18歳以上、少なくとも60日間組合員であること、既存ローンに延滞がなく出資金勘定がマイナスでないこと、組合に損失をもたらさないこと、所得が証明できること、月1300^{ドル}の最低純所得をもつこと (2カ月返済予定の新規500^{ドル}信用枠の場合)、最初のローン500^{ドル}のうち50^{ドル}は組合員の出資金勘定に預託され12カ月後のローン終了日まで凍結されること (配当付き) である。

2008年1月から10月までの結果は次の通りである。実施中のローン件数4817、ローン件数4万4101、ローン総額1355万5123^{ドル}、平均ローン金額500^{ドル}、損失は23万5127^{ドル} (CUOSIからの補填前にローン総額1.7%) である。組合員は1年に7回ストレッチペイを使う。

また、2008年10月時点の延滞は、30日以内1.76%、60日以内4.71%、90日以内及びそれ以上が2.70%である。

前掲表5によれば、ストレッチペイはペイデイローンよりも安価である。180ドルローンについては、2週間では26.50ドルと標準的ペイデイローンとほぼ同じであるが、1カ月では28.00ドルと約半額である。450ドルローンについては、2週間27.50ドル、1カ月30.00ドルと標準的ペイデイローンを大幅に下回っている。

ストレッチペイでも、ベリディアン信用組合のPALと類似した形で、信用組合である利点を活かしてリスク低減をはかっている。くわえて、CUOSI加盟の55の信用組合でリスクシェアを行ない、生じた損失が補填される。信用組合は資産1000ドルにつき25ドル、最大1万5000ドルをCUOSIに加盟するために支払う。そして加盟信用組合は年手数料を組合員から徴収し、CUSOSIに送金する。反対に、CUOSIはローン残高の90%まで、ストレッチペイで生じた信用組合の損失を相殺することになっている。

5-2. ベターチョイス⁸

ベターチョイスは、ペンシルヴァニア信用組合協会がペンシルヴァニア州財務局及びペンシルヴァニア州銀行局の支援をえて開発した。ベターチョイスは、2006年10月19日、25信用組合、108カ所で立ち上げられた。2014年3月時点で、47信用組合が147カ所で提供している。

ハーシー連邦信用組合はベターチョイスを2007年5月に開始した。ハーシー連邦信用組合は、資産4490万ドル、組合員数6462と小規模なものである。その仕様は次の通りである。

- ・クローズドエンド型

- ・最低ローン金額：100ドル、最高ローン金額：500ドル
- ・申請料：25ドル
- ・金利：18%APR
- ・全額返済されるまで追加ローンは禁止
- ・ローン金額の10%は貯蓄口座に預金しなくてはならない。貯蓄要件に対して支払われた金利は、ローンが返済されたときに組合員の貯蓄口座に割り戻しされる。

審査基準は、年齢18歳以上、資産状態が良好な組合員で、少なくとも60日間組合員であること、少なくとも6カ月同一の使用者に雇用されているか、少なくとも6カ月間の固定的所得の受け取りを証明できること、破産申請中でないことである。クレジットスコアは必要とされない。

2008年1月から10月までの結果は次の通りである。ローン件数37件、月次平均ローン残高3618ドル、ローン総額2万150ドル、平均ローン金額545ドル、申請料合計825ドル、金利収入527ドル、組合員の平均利用回数は1.5回である。ベターチョイスの損失は800ドルで、400ドルは損失基金から補填され、さらに246ドルが補填される。2008年10月時点の延滞はない。

ベターチョイスはペンシルヴァニア州財務局から2000万ドルの出資を受けている。同財務局は2000万ドルに対して市場収益率の金利を受け取り、それは貸倒プールに再投資される。信用組合は、ベターチョイスで被った損失について、規定の回収手続きをとった後、損失の50%の補填を受けられる。

ペンシルヴァニア信用組合協会のスライド資料には借り手の事例が紹介されている。ある信用組合の組合員のロバートは、500ドルのベターチョイスローンを申請し、25ドルの申請料をローン金額に加算するように要請した。その信用組合はロバートに貯蓄勘定を開設し、50ドルを預金した。ロバートの当初のロー

⁸ 本節の叙述は、Pierce [2009] 及びペンシルヴァニア信用組合協会のスライド資料による。

**表6 ベターチョイスとペイデイローンの比較、
ローン金額500ドル、融資期間90日**

	ベターチョイス	ペイデイローン
金利, 手数料	18%APR 25ドルの申請料	100ドルにつき15ドル 2週間ごと
総コスト	割り戻し後に40.09ドル	450ドル
貯蓄勘定の金額	52.25ドル	0ドル

(出所) ペンシルヴァニア信用組合スライド資料。

残高は575ドルであった。彼は毎月197.45ドル返済することに合意した。90日間に支払われる金利総額は17.34ドルである。ロバートがローンを全額返済したとき、信用組合は金利2.25ドルを割り戻す。返済が終わったとき、ロバートは貯蓄勘定に52.25ドルを保有することになる。表6は、ローン金額500ドル、融資期間90日のケースで、ベターチョイスとペイデイローンを比較したものであるが、この事例を要約したものとなっている。

6. 信用組合と非営利組織の連携

ウィスコンシン州アプルトンのプロスペラ信用組合は、グッドウィル・インダストリーズ・インターナショナル (Goodwill Industries International, 以下「グッドウィル」と省略) と連携し、2005年、グッドマネーペイデイローンを提供しはじめた (Pierce [2009] p. 65-67.)。グッドウィルは、1902年にボストンで創立された非営利組織である。グッドウィルのスリフトショップは2000以上あり、それらの収益をもって社会的に不利な立場の人々に職業訓練を施すなどの社会活動を行っている。グッドマネーの仕様は次の通りである。

- ・クローズドエンド型
- ・手数料：100ドル当たり9.90ドル (14日間で257%APR)
- ・返済の大半は電子小切手決済 (ACH) に設定
- ・3回目の借り換えの際、組合員は50ドルまでの個別カウンセリングセッションを

無料で受けられるバウチャーを同封した封書を受け取る。カウンセリングは、消費者信用カウンセリングエイジェンシーとして認証された非営利組織、金融情報サービスセンター (FISC; Financial Information Service Center) が行なう。

- ・審査基準は、年齢18歳以上、組合員資格をもたなければならない、もし非組合員ならば組合加入すること、地理的エリア及び現職にもとづく最低所得要件を満たさなければならない。

2008年1月から11月までの結果は次の通りである。利用者数1597、ローン残高10万7000ドル以上、平均ローン金額400ドル、手数料収入16万7000ドル、ローン損失5万7697ドル、平均損失100ドルにつき9.90ドルのうち4.60ドルである。12カ月間のグッドマネー平均利用回数は7である。2008年11月時点の延滞は、30日未満19、30日以上8である。

こうした「非営利ペイデイローン」に対しては、賛否両論がある (Leland, 2007)。周辺のペイデイローンの金融手数料の半額という安価なオルタナティブであるので、役立つという声が聞かれる。それでも257%APRは、新たな債務の原因になりうるという批判もある。

おわりに

少額、短期、無担保のペイデイローンは、年率換算で驚くべき数字となる金融手数料を課すため、社会的批判と規制への動きを生み出している。しかし、銀行や信用組合といったメインストリーム金融は、ペイデイローン・オルタナティブを提供できていなかった。それは、少額、短期、無担保という特性が超高金利を必然とするからにほかならな

い。

本稿では、銀行及び信用組合のケースを概観し、高リスク、高コストをカバーする方法を見てきた。その方法は、ペイデイローンから乗り換える利点を打ち消してしまいがちである。したがって、ペイデイローンに代替する金融商品・サービス提供はかなり困難と言わざるをえない。逆に、ペイデイローンは競争的市場を形成しているため、禁止や規制には慎重な態度をとるべきである。

銀行のなかには預金前貸し (deposit advance) によって、ペイデイローンと同様に機能するサービスを提供しているものもある。信用組合のなかにも、ペイデイローンに引けを取らない高金利を課すものもあった。それにもかかわらず、ペイデイローンによる債務の罍の悪循環を断ち切ることは、銀行、信用組合にとって重大な挑戦といえる。その挑戦のキーは、ペイデイローンの利点を失わないように銀行、信用組合に誘導し、ペイデイローンにはない、口座を通じた長期的な顧客関係を築く戦略にある。

本稿では扱えなかったサンフランシスコのペイデイプラスSF (Payday Plus SF) という官民パートナーシップもまた、有望なペイデイローン・オルタナティブである。サンフランシスコでは、金融包摂の取り組みが積極的、多角的に行なわれている。そうした取り組み全体の中でペイデイプラスSFを位置づけることが必要である。この課題については稿を改めて論じたい。

謝辞

本稿の執筆には、下記の方々との面会、その際の提供資料が有益であった。記して感謝したい。Alan Butkovitz (City Controller, Office of the Controller, City of Philadelphia), Brian Dries (Director of Communications,

Office of the Controller, City of Philadelphia), Emerson B. Hall (Community Affairs Specialist, Division of Depositor and Consumer Protection, FDIC), Harvey M. Rice (First Deputy City Controller, Office of the Controller, City of Philadelphia), Jacqui R. Gordon (Community Affairs Specialist, Division of Depositor and Consumer Protection, FDIC)。敬称略、肩書きは最初の面会時のものである。

参考文献一覧

- Burhouse, Susan, Rae-Ann Miller, and Aileen G. Sampson [2008] "An Introduction to the FDIC's Small-Dollar Loan Pilot Program." *FDIC Quarterly*, Vol. 2, No. 3., pp. 23-30.
- Consumer Finance Protection Bureau (CFPB) [2015] Factsheet: The CFPB Considers Proposal to End Payday Debt Traps. March 26.
- Durkin, Thomas A., Gregory Elliehausen, Michael E. Staten and Todd J. Zywicki [2014] *Consumer Credit and the American Economy (Financial Management Association Survey and Synthesis Series)*. New York: Oxford Univ Pr.
- Flannery, Mark and Katherine Samolyk [2005] "Payday Lending: Do the Costs Justify the Price?" FDIC Center for Financial Research Working Paper. No. 2005-09.
- Leland, John [2007] "Nonprofit Payday Loans? Yes, to Mixed Reviews." *The New York Times*, p. A14 of New York edition..
- Miller, Rae-Ann, Susan Burhouse, Luke Reynolds, and Aileen G. Sampson [2010] "A Template for Success: The FDIC's Small-Dollar Loan Pilot Program." *FDIC Quarterly*, Vol. 4, No. 2., pp. 28-41.
- National Credit Union Association (NCUA) [2010] Regulatory Alert: Final Rule - Part 701, Short Term, Small Amount Loans. October.
- Pierce, Nancy [2009] *Payday Lending: A Real Solutions® Implementation Guide*. National Credit Union Foundation.
- Stango, Victor [2012] "Are Payday Lending Markets Competitive?" *Regulation* (Cato Institution), Fall, pp. 26-33.

Wimer, Christopher and Brooke Conroy Bass [2013]
An Evaluation of Payday Plus SF. Stanford
University, Community Financial Resources and San
Francisco Office of Financial Empowerment.

大橋 陽 [近刊]「二分化された金融 — 低所得層
の金融アクセスとフリンジバンキング —」, 谷
口明丈・須藤功編『現代アメリカ経済史』所収。

大橋 陽 [2014]「フリンジバンキングの市場と
規制 — ペイデイローンの『大きな問い』をめ
ぐって —」『証券経済研究』第49号, 67-82頁。

大橋 陽 [2013]「金融システムとアンバンクト」,
中本悟・宮崎礼二編『現代アメリカ経済分析
— 理念・歴史・政策 —』日本評論社, 197-214
頁。

ウェブサイト

Community Financial Services Association (CFSA)

ウェブサイト：cfsaa.com/

Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC), Small-

Dollar Loan Pilot Programウェブサイト：www.fdic.gov/smalldollarloans/